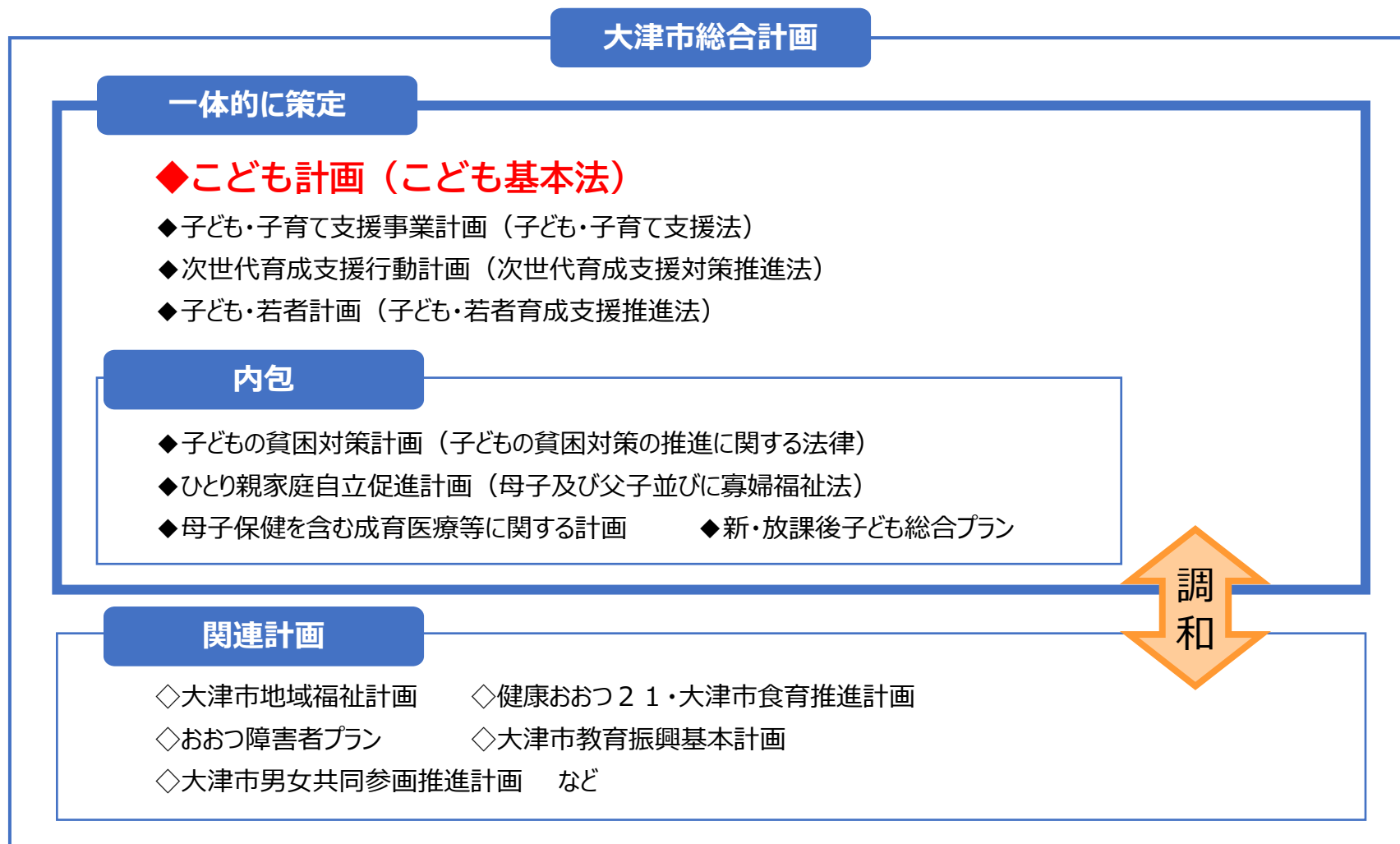


次期大津市こども・若者支援計画（案）

大津市青少年問題協議会
福祉部子ども未来局子ども・若者政策課

1 次期計画の位置づけ

次期こども・若者支援計画については、こども大綱を踏まえ、「こども計画」として位置づける。



2 次期計画案について

『めざすおおつの姿』（基本理念）

こども・若者の幸せな未来を築くまち おおつ

『めざすこども・若者の姿』はこども・若者の権利であり、ひとりひとりが大切にされ、それぞれの権利が保障されることで、こども・若者は安心して自分の力を存分に発揮し、主体的に自らの夢や希望に向かって進むことができる。

このことから、こども・若者の権利を保障し、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）でいられるまちを築いていくということを次期計画の基本理念として定める。

2 次期計画案について

『めざすおおつの姿』 (基本理念)	『めざすこども・若者の姿』	『基本方針』	基本方針に紐づく具体的な事業・取組 ※今後、関係課と調整
こども・若者の 幸せな未来を築くまち おおつ	自由に意見を表すことができる	こども・若者が自由に意見を表明する場と意見を反映する仕組みづくり	◆こどもの権利をこどもとおとなが学ぶ機会の確保 ◆社会参画や意見表明の機会の充実 ◆多様な声を施策に反映させる工夫 ◆意見表明に対するフィードバックの確保
	健やかに育つことができる	健やかに育つ環境と質の高い幼児教育・保育環境の充実	◆子育てに希望を持てるような情報の発信 ◆妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援 ◆待機児童対策と質の高い幼児教育・保育の確保 ◆ワーク・ライフ・バランスの推進 ◆犯罪などからこども・若者を守る取組 ◆多様な遊び、体験、活躍できる機会づくり
	ひとりひとりが尊重され、なりたい自分をめざすことができる	多様な機関がつながり、こども・若者や家庭の状況に応じて寄り添う支援の推進	◆関係機関の連携による支援体制の強化 ◆支援が必要な人に情報を確実に届け、必要な支援が活用できるサポートの充実 ◆障害児支援、児童虐待防止対策、ヤングケアラーへの支援など、こども・若者の状況に応じた途切れない支援 ◆子育てや教育に関する経済的負担の軽減
	安心して、自分らしくいることができる	こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりの推進	◆多様な居場所（こども・若者が過ごす場所、時間、人との関係性など）づくり ◆既存の地域資源を活かした居場所づくり ◆地域における居場所づくりの担い手支援 ◆こどもの居場所としての学校園の機能充実 ◆つながりやすい居場所づくり

2 次期計画案について

第1章 計画の策定にあたって

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| 1 計画策定の背景と趣旨 | こども基本法
こども大綱
こどもまんなか社会の実現 |
| 2 計画の位置づけ | こども基本法に基づくこども計画 他 |
| 3 計画の期間 | 令和7年度から令和11年度の5年間 |
| 4 計画の対象 | 0歳～40歳未満のこども・若者 |
| 5 策定体制 | こどもの意見を聴く取組、審議会 他 |

第2章 こども・子育て、若者を取り巻く環境

- 1 現行計画の進捗と評価
評価指標等の達成度
- 2 こども・子育て、若者に関する調査と概況
統計データ及びアンケート調査の結果
- 3 こども・若者の意見を踏まえた課題と今後の方向性の検討
現行計画の進捗状況、調査結果、社会情勢等を踏まえた課題

第3章 基本理念とめざすこども・若者の姿

- 1 基本理念
こども・若者の幸せな未来を築くまち おおつ
- 2 めざすこども・若者の姿
めざす姿1 自由に意見を表すことができる
めざす姿2 健やかに育つことができる
めざす姿3 ひとりひとりが尊重され、なりたい自分をめざすことができる
めざす姿4 安心して、自分らしくいることができる

第4章 施策の展開

基本方針1 こども・若者が自由に意見を表明する場と意見を反映する仕組みづくり

- ◆こどもの権利をこどもとおとなが学ぶ機会の確保
- ◆社会参画や意見表明の機会の充実 ◆多様な声を施策に反映させる工夫
- ◆意見表明に対するフィードバックの確保 等

基本方針2 健やかに育つ環境と質の高い幼児教育・保育環境の充実

- ◆子育てに希望を持てるような情報の発信 ◆妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援
- ◆待機児童対策と質の高い幼児教育・保育の確保 ◆ワーク・ライフ・バランスの推進
- ◆犯罪などからこども・若者を守る取組 ◆多様な遊び、体験、活躍できる機会づくり

基本方針3 多様な機関がつながり、

こども・若者や家庭の状況に応じて寄り添う支援の推進

- ◆関係機関の連携による支援体制の強化
- ◆支援が必要な人に情報を確実に届け、必要な支援が活用できるサポートの充実
- ◆障害児支援、児童虐待防止対策、ヤングケアラーへの支援など、こども・若者の状況に応じた適切な支援
- ◆子育てや教育に関する経済的負担の軽減 等

基本方針4 こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりの推進

- ◆多様な居場所（こども・若者が過ごす場所、時間、人との関係性など）づくり
- ◆既存の地域資源を活かした居場所づくり ◆地域における居場所づくりの担い手支援
- ◆こどもの居場所としての学校園の機能充実 ◆つながりやすい居場所づくり 等

第5章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制

- 1 教育・保育に関する提供区域の設定
- 2 教育・保育の提供体制の確保方策
- 3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保方策
- 4 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

第6章 施策の推進

- 1 推進体制
- 2 計画の進捗管理・評価
- 3 こども・若者の意見を施策に反映する取組

巻末資料

審議経過、用語解説 等

3 次期計画策定スケジュール

令和6年度	青少年問題協議会	社会福祉審議会 児童福祉専門分科会	アンケート パブリックコメント
4月		第1回 次期計画の柱案検討	(令和5年度アンケート実施)
5月			
6月		第2回 骨子案検討	
7月	第1回 骨子案検討		
8月		第3回 骨子案、量の見込み検討	
9月			
10月	第2回 素案	第4回 素案、確保方策	
11月	第3回 パブコメ案	第5回 パブコメ案	
12月			
1月			パブコメ実施 (こども向けパブコメ含む)
2月	第4回 最終答申案	第6回 最終答申案	
3月		市長へ答申	